

御議論いただきたい事項（第10回）

1. 派遣先の責任の在り方について

- 現行制度においては、派遣法に労働基準法等の特例を設けることで派遣元事業主と派遣先の責任分担を明確化しているが、このような派遣先の責任の在り方について制度上検討すべきものはあるか。

特に、ヒアリング結果では、賃金支払いの連帯責任や派遣先の団体交渉の応諾義務等について法令上義務を課すべきとの意見もあるが、どう考えるか。その際、使用者性に関する中央労働委員会の判断をどのように活かすことができるか。

2. 37号告示について

- 37号告示については更なる明確化が求められているが、どのような観点での明確化が望まれるか。

3. 労働・社会保険の適用について

- 派遣労働者の保護に欠けないよう、労働・社会保険がしっかり適用されるようにすべきとの指摘があるが、労働者派遣制度において対応できるものとしてはどのようなものが考えられるか。